

令和6年度国指定史跡郡里廃寺跡整備事業史跡公園整備工事 特記仕様書

第1章 総 則

第1節 適 用

1. 本業務は、図面及び下記に示す図書のほかこの特記仕様書（以下「特仕」という）によるものとする。
 - ①文化財保護法
 - ②徳島県土木工事共通仕様書 平成28年7月 徳島県県土整備部建設管理課（以下「共仕」という）
 - ③公園緑地工事共通仕様書 国土交通省（令和4年11月版）国土交通省 都市局 公園緑地・景觀課
 - ④その他関係する法令及び規程
2. 記載内容については、「特仕」が「共仕」に優先するものとする。
3. 「特仕」、「共仕」に記載のない事項、及び記載内容に疑義が生じた場合には、監督員と協議するものとする。なお、本仕様書でいう「監督員」とは美馬市教育委員会およびその指定する代理者とする。

第2節 表示板の設置

1. 請負者は、工事の施工にあたって、工事現場において公衆が見えやすい場所に、工事内容、工事種別、工事期間、発注者、工事請負者等を記載した表示板を設置しなければならない。

第3節 施工計画及び工程計画等の提出

1. 請負者は工事受注後、速やかに施工計画及び実施工程表を作成し監督員に提出し承認を得ること。また提出時期については監督員と協議し決定すること。
2. 請負者は工期中、週間工程を作成し監督員に報告をすること。

第4節 工事進捗状況の報告

1. 請負者は計画工程表に基づき施工を行い、工事進捗状況を監督員に報告をすること。
2. 請負者は施工上の疑義が生じた場合には速やかに監督員に報告し、必要な指示を受け対応策を講じること。

第5節 設計変更

1. 本工事は国史跡の整備工事である性格上、工事の休止・中止等を含む設計変更が想定されるが、この場合には、請負者はこれらの変更内容に関して監督員と協議しなければならない。
2. 設計変更を行う場合は、美馬市の規定によるものとする。
3. 現場における軽微な数量の増減による変更については、監督員の指示によるものとする。

第6節 検査及び現場立会

1. 「共仕 1-1-1-24」に記載のある検査及び立会項目については請負者が行い、その結果を監督員に報告すること。ただし、下記項目及び監督員が指示する事項は必ず監督員の検査又は立会を受けること。掘削立会者については文化財専門職員又はそれに準ずる者とする。

〈立会検査〉

- ・各種材料検査
- ・各工種の段階確認
- ・史跡指定地内における掘削行為時

〈完成検査〉

- ・工事竣工時の出来形等検査

2. 工事完成時には、監督員立会のもと完了検査を行うこととする。なお、竣工時には必要に応じ美馬市教育委員会の検査担当者による検査を行うこと。

第7節 材料承諾

1. 本工事で使用する材料並びに製品については、工事材料仕様届け及び承諾願いを提出のうえ、監督員の承諾後仕様すること。

第8節 工事完成図

1. 工事が竣工したときは工事完成図を作成し、監督員に提出すること。

第9節 交通安全管理

1. 標識類、防護柵等の安全施設等については、現場条件に応じて設置するほか、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行い必要な措置を実施すること。
2. 安全対策について道路管理者及び所轄警察署との打ち合わせ結果により変更等が生じた場合はその結果の内容に基づき、設計図書の変更を監督員に申し出て、承認を得ること。

第10節 工事保証

1. 施工引渡し後1年以内(特に指定のあるもの除く)において、瑕疵が認められる損害は請負者の負担において迅速丁寧に復旧すること。

第11節 疑義

1. 仕様書、設計書に定めのない事項及び定める事項に関して、疑義が生じた場合には、監督員と協議のうえ、請負者は監督員の指示に従うものとする。

第12節 その他

1. 本工事に必要な諸官公署その他への手続きは、請負者の責任において速やかに行うこと。
2. 現場管理は労働基準法・労働安全衛生規則、その他関係法規に従い遺漏なく行うこと。また、工事現場の労働者等の出入りの監督及び風紀(服装・態度等)・衛生の取締り、ならびに火災、盗難その他の事故防止について十分に注意を払うこと。特に、史跡地内である本工事区域内では、火気の使用を禁止する。
3. 工事施工にあたり、敷地内及び近隣の諸施設に損傷を与えないよう十分な配慮を払うとともに、工事に対する公害及び苦情等については、請負者の責任において解決にあたること。万一、損傷を与えた場合は、監督員の指示に従って速やかに復旧補償にあたること。
4. 工事完了に際しては、工事区域周辺の後片付けおよび清掃をすること。

第2章 工事特記事項

第1節 工事意義

1. 本工事は文化財保存を前提にしている。従って、請負者は文化財保護法及び関連法令を順守するとともに、各作業の担当者に対しても十分その意義を理解させ、誠実かつより良い文化財環境が得られるよう留意して施工を行うこと。なお、作業中に埋蔵遺物等が発見された場合には直ちに工事を止め、監督員に報告すること。
2. 本工事は国史跡の環境整備という特殊な工事であるので、現場代理人・主任技術者及び工事に従事する作業員の人選にあたっては十分配慮すること。また、当該工事は遺跡への直接的工事であることを充分理解し細心の注意をもって当たるように努めること。
3. 本工事は国史跡地内で行う工事であることから、必要以上に工事範囲を拡大することのないよう努めること。また、工事内容の概要を示した立て看板を設置し、文化財環境整備工事への理解及び普及啓発を行うこと。なお、記載内容及び詳細な設置位置については、現場にて監督員の承認を受けること。
4. 本整備に際しては、史跡整備検討委員会を設けており監督員の承認後も委員会の決定により変更が生じる可能性があるため、この場合には監督員と協議を行った上で、必要に応じて変更するものとする。
5. 設置物の詳細な位置に関しては、適宜、監督員と協議を行い、施工位置を決めることとする。
6. 近隣が住宅地であることから、本工事にて使用する機材については、低騒音型の機材を用いて施工を行うこととする。また、振動が生じる機材については近隣住宅に影響を及ぼす可能性があるため、低振動の機材を使用するものとする。

第2節 土工・植栽基盤工

1. 重機の使用については地下遺構への影響に細心の注意を払うとともに必要に応じて養生を行うこと。
2. 重機の搬入及び作業範囲については監督員の承認を得ること。

第3節 遺構表示工

1. 塔跡礎石に使用する石材については、監督員の承認を得た上で設置を行うこと。

第4節 舗装工

＜脱色アスファルト舗装＞

1. 舗装材は、茶系色の自然色脱色アスファルト舗装（パーフェクトカラーNP と同等品）を使用すること。
2. 冬季での施工は、凍害により舗装材が破壊される可能性があるため、気象や水の滞留・流入などに十分に配慮するものとし、外気温が5℃以下となる場合や雨天時は施工を控えること。

第5節 案内・解説施設工

1. 境界杭設置時に、境界方向を示したプレートを上部に設置する。

第6節 仮設工

1. 各構造物等の搬入時や盛土材の搬入時には県道部及び市道部に交通誘導員を配置すること。

第7節 その他

1. 設計図書及び仕様書等で判断が付かないものは、監督員と協議の上決定すること。

2. 上記協議決定事項については「第2章 工事意義」に示したように、本整備に当たっては整備検討委員会を設けており、監督員の承認後も委員会の決定により変更が生じる可能性があるため、この場合には監督員と協議を行った上で、必要に応じて変更するものとする。